

(お知らせ)

令和5年1月1日から一部屋外広告物の規制内容が変わります

※令和4年12月31日までの期間においては、これまでどおりのルールに基づいて審査や指導を行います。

変更概要

対象地域：第1種規制地域

内容：自家用広告物の総量規制及び自家用野立広告物の規制内容

詳細は下記記載のとおりであり、赤字が変更箇所となります。

地域別規制内容 第1種規制地域

地域の種類 主な場所			第1種規制地域
自家用 広告物の 基準	総量規制		15㎡※1
	野立広告板、塔	表示面の幅	幅:4. 5m以下
		高さ	地上から10m以下
		面積合計	15㎡以下※2
	壁面	面積	壁面の面積×1／4
		高さ等	壁面からはみ出さない
	突出	突出幅	取付壁面から1. 5m以内かつ官民境界から1m以内
		上端の高さ	取付壁面の高さを超えない
		下端の高さ	【車道】4. 7m以上 【歩道】2. 7m以上
	屋上	高さ等	設置できません
可変式広告物		設置できません	
非自家用 広告物の 基準	野立 広告板	面積等	設置できません
		高さ	
	野立 広告塔	面積等	
		高さ	
	壁面	面積	
		高さ等	
	突出	突出幅	
		上端の高さ	
		下端の高さ	
	屋上	高さ等	
	同一広告主の広告物に関する 相互間距離		
	可変式広告物		設置できません
	案内図板	面積	一面3㎡以下 (2者以上で共同表示する場合は一面あたり5㎡以下)
		高さ	4. 5m以下(脚含む)
		同一広告主の 広告物に関する 相互間距離	500m以上
電柱広告	巻付	下端の高さ：地上高1. 2m以上 長さ：1. 8m以下 内容は案内図板に限る	
	袖付	下端の高さ：【車道】地上高4. 7m以上 【歩道】地上高2. 7m以上 長さ：1. 5m以下 突出幅：0. 9m以下 表示面積：1. 2㎡以下 内容は案内図板に限る	

※1 敷地面積が1,500㎡以上の施設にあたっては、総量規制に次の緩和を設ける。
広告物の総和 $\leq 15\text{㎡} \times A / 1,500$ (A:敷地面積)ただし、1,500未満の場合は1,500㎡で算定する。

※2 自家用広告物の野立広告板、塔にあたっては、総量規制の緩和措置を受けたとしても表示面積の合計は15㎡以下とする。

地域区分概要図

